

# 強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年 1月25日 No. 2

J R 東海労新幹線関西地本  
強制出向裁判プロジェクト

## 西さんの出向先の「エムティー」に 団体交渉を申し入れる！

1月24日、J R 東海労新幹線関西地本は、西三喜夫さんの出向先会社である「株式会社エムティー」に対して団体交渉を申し入れました。

J R 東海会社は、もはや死文化（条文だけがあって実際の効力を失った法令や規則）している就業規則第28条の2「54才に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものとする（54才原則出向）」を悪用して、J R 東海労組合員を東京や大阪の運輸所の職場から放逐してきました。西さんと下茂春美さん（関西新幹線サービックに出向）は、1月20日に強制出向の無効を求めて大阪地裁に提訴しました。

西さんは、就労条件については「J R 東海会社の就業規則に準じる」と言われました。しかし、「準じる」だけで具体的なことは何も言われていません。また面談時に「うちは労働交渉はお断りですよ」と団体交渉の開催を拒否するようなことも言われています。

地本は「J R 東海会社の就業規則に準じる」と言った真意の確認と、具体的な労働条件を協議するため、「エムティー」に団体交渉を申し入れました。

